後

契約検査課

++ >/4- /-- |.4- \

行

(調査基準価格)

(調査基準価格)

第4条 建設工事における調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となった次の各号に掲げる額に当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、調査基準価格が予定価格に5分の4を乗じて得た額を超える場合にあっては5分の4を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額とする。

- (1)直接工事費の額 10分の8
- (2)共通仮設費の額 10分の7
- (3)現場管理費の額 10分の7
- (4)一般管理費等の額 10分の3
- 2 工事関係委託における調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となった別表の業種区分ごとに応じ、①欄から④欄までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、調査基準価格が予定価格に 5 分の 4 を乗じて得た額を超える場合にあっては 5 分の 4 を乗じて得た額とし、予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 3 分の 2 を乗じて得た額とする。
- 3 特別な工事等については、前2項の規定にかかわらず、予定価格に <u>5分の4</u>を乗じて得た額から<u>3分の2</u>を乗じて得た額までの範囲内に おいて調査基準価格を定めることができる。

第4条 建設工事における調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となった次の各号に掲げる額に当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、調査基準価格が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

Æ

- (1)直接工事費の額 10分の9.7
- (2)共通仮設費の額 10分の9
- (3)現場管理費の額 10分の9
- (4)一般管理費等の額 <u>10 分の 6.8</u>
- 2 工事関係委託における調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となった別表の業種区分ごとに応じ、①欄から④欄までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、調査基準価格が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 10 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 10 を乗じて得た額とする。
- 3 特別な工事については、前項の規定にかかわらず、予定価格に <u>10</u> <u>分の9.2</u>を乗じて得た額から <u>10 分の7.5</u>を乗じて得た額までの範囲内 において調査基準価格を定めることができる。

4 略	4 略

## 別表 (第4条関係)

業務区分   ①   ②   ③ ③   ④	<b>加</b> 茲(第4本医	17100000	90	e de la companya de l	(i)
建築関係の建設コンサルタント業務       直接人件費の額 (こ10分の9) を乗じて得た額       技術料等経費 諸経費の額に 10分の5を乗じて得た額         土木関係の建設コンサルタント業務(技術経費を用いる場合)       直接業務費の額に10分の6を乗じて得た額       技術経費の額に10分の5を乗じて得た額         土木関係の建設コンサルタント業務(技術経費を用いる場合)       直接原価の額 を乗じて得た額       その他原価の額に10分の3を乗じて得た額         土木関係の建設コンサルタント業務(技術経費を用いない場合)       地質調査業務費の額に10分の3を乗じて得た額       地質調査業務費の額に10分の3を乗じて得た額         地質調査業務費の額に10分の方を重要の額を乗じて得た額       地質調査業務費の額に10分の方を重要の額に10分の方を重要の額に10分の方を重要の額に10分の方を乗じて得た額       地質調査業務費の額に10分の方を乗じて得た額         本質の額に10分の子を乗じて得た額       一般管理費等を無して得た額       本種に10分の3を乗じて得た額         本債関係コンサルタント業務       直接原価の額を乗じて得た額       一般管理費等を乗じて得た額	業務区分	1	2	3	4
乗じて得た額   乗じて得た額   接案関係の建   直接人件費の   額   に10分の9   の額に10分   を乗じて得た   機を類   世本関係の建   直接業務費の   設コンサルタ   上木関係の建   シト業務 (技   術経費を用い   ない場合)   地質調査業務   世質調査業務   世質記書   世報記書   世報記書	測量業務	直接測量費の	諸経費の額に		
直接人件費の		額	10分の4を		
設コンサルタ ント業務額に10分の9 を乗じて得た 額の額に10分 得た額10分の5を 乗じて得た額土木関係の建 設コンサルタ ント業務(技 術経費を用いる場合)直接業務費の を乗じて得た 額諸経費の額に 10分の5を 乗じて得た額土木関係の建 シト業務(技 術経費を用いない場合)直接原価の額 を乗じて得た 額その他原価の 額に10分の 20分の3 を乗じて得た額一般管理費等 で乗じて得た額地質調査業務 費の額地質調査業務 費の額地質調査業務 費の額に10分の うち間接調査 費の額に10分の 7を乗じて 得た額地質調査業務 費の額に10分の 3を乗じて得 得た額地質調査業務 費の額に10分の 3を乗じて 得た額補償関係コン サルタント業 務直接原価の額 額に10分の 3を乗じて得 を乗じて得 を乗じて得 を乗じて得一般管理費等 			乗じて得た額		
ント業務     を乗じて得た 額     の5を乗じて 得た額     乗じて得た額       土木関係の建設コンサルタント業務(技術経費を用いる場合)     直接原価の額 を乗じて得た額     10分の5を乗じて得た額       土木関係の建設コンサルタント業務(技術経費を用いる場合)     直接原価の額 を乗じて得た額     その他原価の の10分の3を乗じて得た額       上木関係の建設コンサルタント業務(技術経費を用いない場合)     地質調査業務 費(一般)のうち直接調査費の額に10分のうち直接調査費の額に10分の方を乗じて得た額     地質調査業務 費(一般)の方も直接調査費の額に10分の方を乗じて得た額     地質調査業務費の額に10分の方を乗じて得た額       本種質問係コンサルタント業務     世質調査業務費の額に10分の方を乗じて得た額     力の7を乗じて得た額     本乗じて得た額       本種質問係コンサルタント業務     直接原価の額を乗じて得た額     一般管理費等額に10分の3を乗じて得た額       本種質問係コンサルタント業務     直接原価の額を乗じて得た額     その他原価のの10分の3を乗じて得た       本種でで得た額     を乗じて得た額	建築関係の建	直接人件費の	特別経費の額	技術料等経費	諸経費の額に
土木関係の建設コンサルタント業務(技術経費の額を対して、10分の6を乗じて得た額     直接業務費の 技術経費の額にに、10分の5を乗じて得た額       土木関係の建設コンサルタント業務(技術経費を用いる場合)     直接原価の額を乗じて得た額       土木関係の建設コンサルタント業務(技術経費を用いない場合)     その他原価の額を乗じて得た額       地質調査業務費(一般)のうち直接調査費の額を乗じて得た額費の額に10分のうち直接調査費の額を乗じて得た額費の額に10分の方も直接調査費の額に10分の方を乗じて得た額     地質調査業務費の額に10分の方も諸経費の額に10分の方を乗じて得た額で得た額で得た額で得た額では、10分の方も諸経費の額に10分の方も諸経費の額に10分の方を乗じて得た額で得た額を乗じて得た額を乗じて得た額を乗じて得た	設コンサルタ	額	に10分の9	の額に10分	10分の5を
土木関係の建設コンサルタント業務(技術経費を用いる場合)     直接原価の額 を乗じて得た額     諸経費の額に 1 0 分の 5 を 乗じて得た額       土木関係の建設コンサルタント業務(技術経費を用いる場合)     直接原価の額 を乗じて得た額     その他原価の の1 0 分の 3 を乗じて得た額       上木関係の建設コンサルタント業務(技術経費を用いない場合)     地質調査業務 費 (一般)のうち直接調査費の額に10分のうち直接調査費の額に10分の方も直接調査費の額に10分の方を乗じて得た額     地質調査業務費の額に10分の方を乗じて得た額では、10分の方を乗じて得た額では、10分の方を乗じて得た額では、10分の方と乗じて得た額では、10分の方と乗じて得た額では、10分の方と乗じて得た額では、10分の方と乗じて得た額では、10分の方と乗じて得た額では、10分の方と乗じて得た額では、10分の方と乗じて得た額を乗じて得た額を乗じて得た額を乗じて得た。	ント業務		を乗じて得た	の5を乗じて	乗じて得た額
設コンサルタント業務(技術経費を用いる場合)     直接原価の額 2			額	得た額	
上未関係の建設コンサルタント業務(技術経費を用いない場合)     直接原価の額 額に10分の の10分の3 を乗じて得た額       地質調査業務 費(一般)のうち直接調査費の額     地質調査業務 費(一般)のうち直接調査費の額に10分の7を乗じて得た額     地質調査業務 費の額に10分の3 を乗じて得た額       構慣関係コンサルタント業務(技術経費を用いない場合)     地質調査業務 費(一般)のうち直接調査費の額に10分の3を乗じて得た額     地質調査業務 費(一般)のうち直接調査費の額に10分の3を乗じて得た額       機関係コンサルタント業務     連接原価の額を乗じて得た額     で得た額	土木関係の建	直接業務費の	技術経費の額	諸経費の額に	
術経費を用いる場合)     種       土木関係の建設コンサルタント業務(技術経費を用いない場合)     を乗じて得た物経費を用いた額       地質調査業務費(一般)のうち直接調査費の額     地質調査業務費(一般)のうち直接調査費の額に10分の7を乗じて得た額       構慣関係コンサルタント業務(技術経費を用いない場合)     地質調査業務費(一般)の方も直接調査費の額に10分の方を乗じて得た額       地質調査業務費の額に10分の7を乗じて得た額     一般管理費等を乗じて得た額       構成関係コンサルタント業務     直接原価の額を乗じて得た額       本額に10分の名を乗じて得た額を乗じて得た額     を乗じて得た額を乗じて得た額	設コンサルタ	額	に10分の6	10分の5を	
本表別係の建 設コンサルタ ント業務(技 術経費を用いない場合)     直接原価の額 額に10分の 8を乗じて得た た額     一般管理費等 の10分の3 を乗じて得た を乗じて得た を額     地質調査業務 費 (一般)の うち直接調査 費の額     地質調査業務 費 (一般)の うち直接調査 費の額     地質調査業務 費 (一般)の うち直接調査 費の額に10 分の7を乗じて 得た額     地質調査業務 費 (一般)の うち直接調査 費の額に10 分の7を乗じて 得た額     地質調査業務 費 (一般)の うち諸経費の 額に10分の 3を乗じて得 た額     地質調査業務 費 (一般)の うち諸経費の 額に10分の 3を乗じて得 た額       補償関係コン サルタント業 務     直接原価の額 8 を乗じて得 を乗じて得た     その他原価の の10分の3 を乗じて得た     一般管理費等 の10分の3 を乗じて得た	ント業務(技		を乗じて得た	乗じて得た額	
土木関係の建 設コンサルタ ント業務 (技 術経費を用い ない場合)     直接原価の額 8を乗じて得た た額     その他原価の の10分の3 を乗じて得た 額     地質調査業務 費 (一般)の うち直接調査 費の額     地質調査業務 費 (一般)の うち間接調査 費の額     地質調査業務 費 (一般)の うち間接調査 費の額     地質調査業務 費 (一般)の うち間接調査 費の額に10分 分の7を乗じて 得た額     地質調査業務 費 (解析)費計 の額に10分 分の7を乗じて 得た額     地質調査業務 費 (解析)費計 の額に10分の 3を乗じて得 た額     地質調査業務 費 (解析)費計 の 額に10分の 3を乗じて得 た額       補償関係コン サルタント業 務     直接原価の額 8 を乗じて得     その他原価の の10分の3 を乗じて得た     表を乗じて得た	術経費を用い		額		
設コンサルタ ント業務 (技 術経費を用いない場合)     額に10分の 8を乗じて得た た額     の10分の3 を乗じて得た 額       地質調査業務 費 (一般)の うち直接調査 費の額     地質調査業務 費 (一般)の うち間接調査 費の額に10 分の7を乗じて 得た額     地質調査業務 費 (一般)の うち諸経費の 額に10分の 得た額     地質調査業務 費 (一般)の うち諸経費の 額に10分の 得た額     地質調査業務 費 (一般)の うち諸経費の 額に10分の 3を乗じて得 た額       補償関係コン サルタント業 務     直接原価の額 8 を乗じて得 を乗じて得た     一般管理費等 の10分の3 8 を乗じて得た     た額	る場合)				
ント業務 (技 術経費を用いない場合)     機と乗じて得た た額     を乗じて得た 額       地質調査業務 費 (一般)のうち直接調査 費の額     地質調査業務 費 (一般)のうち間接調査 費の額に10 分の7を乗じ で得た額     地質調査業務 費 (一般)のうち諸経費の額に10 分の7を乗じて 得た額     地質調査業務 費 (一般)のうち諸経費の額に10 分の7を乗じて 得た額     大額       補償関係コンサルタント業 務     直接原価の額を乗じて得た     その他原価のの10分の3 を乗じて得た     一般管理費等 の10分の3 を乗じて得た	土木関係の建	直接原価の額	その他原価の	一般管理費等	
依経費を用いない場合)     た額     額       地質調査業務費(一般)のうち直接調査費の額     地質調査業務費(一般)のうち直接調査費の額に10分分で乗じて物では、10分の名で乗じて得た額     地質調査業務費の額に10分の名を乗じて得た額     地質調査業務費の額に10分の3を乗じて得た額       補償関係コンサルタント業務     直接原価の額を乗じて得を乗じて得を乗じて得を乗じて得た	設コンサルタ		額に10分の	の <u>10分の3</u>	
ない場合)     地質調査業務     世質調査業務     世質調査業務     世質調査業務     費 (一般)の     うち間接調査     の額に10分の     うち間接調査     の額に10分の     会を乗じて得た額       補償関係コンサルタント業務     直接原価の額     その他原価の日の10分の3     一般管理費等を乗じて得た     た額	ント業務(技		8を乗じて得	を乗じて得た	
地質調査業務 費 (一般)の うち直接調査 費の額     地質調査業務 費 (一般)の うち直接調査 費の額     地質調査業務 費 (解析)費計 の額に10分 分の7を乗じて 得た額     地質調査業務 費 (解析)費計 の額に10分 うち諸経費の 額に10分の 得た額     地質調査業務 費 (解析)費計 うち諸経費の 額に10分の 3を乗じて得 た額       補償関係コン サルタント業 務     直接原価の額 8 を乗じて得     その他原価の 8 を乗じて得 を乗じて得た     一般管理費等 の10分の3 を乗じて得た	術経費を用い		た額	額	
費 (一般) の うち直接調査 費の額費 (一般) の うち間接調査 費の額(解析) 費計 の額に10分 の7を乗じて 得た額費 (一般) の うち諸経費の 額に10分の 3を乗じて得 た額補償関係コン サルタント業 務直接原価の額 名の他原価の 額に10分の の10分の3 を乗じて得一般管理費等 の10分の3 を乗じて得た	ない場合)				
	地質調査業務	地質調査業務	地質調査業務	地質調査業務	地質調査業務
費の額費の額に10分の7を乗じて分の7を乗じて得た額の7を乗じて得た額額に10分の名を乗じて得た額補償関係コンサルタント業務を乗じて得を額その他原価ののの10分の3を乗じて得た		費 (一般) の	費 (一般) の	(解析) 費計	費 (一般) の
分の7     を乗じ (表額)     3を乗じて得 (表額)       補償関係コン 直接原価の額 サルタント業 務     その他原価の (の10分の3)       務を乗じて得 (表額)		うち直接調査	うち間接調査	の額に10分	うち諸経費の
で得た額     た額       補償関係コン 直接原価の額 サルタント業 務     その他原価の 一般管理費等 額に10分の の10分の3 を乗じて得た		費の額	費の額に10	の7を乗じて	額に10分の
補償関係コン     直接原価の額     その他原価の     一般管理費等       サルタント業     額に10分の     の10分の3       8を乗じて得     を乗じて得た			分の7を乗じ	得た額	3を乗じて得
サルタント業務額に 10分の 8 を乗じて得の10分の3 を乗じて得た			て得た額		た額
務 <u>8</u> を乗じて得 を乗じて得た	補償関係コン	直接原価の額	その他原価の	一般管理費等	
	サルタント業		額に10分の	の <u>10分の3</u>	
た額額	務		8を乗じて得	を乗じて得た	
			た額	額	

<sup>※</sup> 業務区分が複数にわたる業務については、各業務区分ごとの①欄から④欄ま での合計額を調査基準価格とする。

## 別表 (第4条関係)

別表(第4条医	(床)	900		
業務区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の	諸経費の額に		
	額	10分の6を		
		乗じて得た額		
建築関係の建	直接人件費の	特別経費の額	技術料等経費	諸経費の額に
設コンサルタ	額		の額に10分	10分の6を
ント業務			<u>の9</u> を乗じて	乗じて得た額
			得た額	
土木関係の建	直接原価の額	その他原価の	一般管理費等	
設コンサルタ	The second three seconds	額に10分の	の10分の7	
ント業務		<u>9</u> を乗じて得	を乗じて得た	
		た額	額	
地質調査業務	地質調査業務	地質調査業務	地質調査業務	地質調査業務
	費 (一般) の	費 (一般) の	(解析) 費計	費 (一般) の
	うち直接調査	うち間接調査	の額に10分	うち諸経費の
	費の額	費の額に10	<u>の8</u> を乗じて	額に10分の
	2000000	<u>分の9</u> を乗じ	得た額	<u>5</u> を乗じて得
10		て得た額		た額
補償関係コン	直接原価の額	その他原価の	一般管理費等	
サルタント業	10.000 000 000 000 000	額に10分の	の10分の7	
務		9 を乗じて得	を乗じて得た	
		た額	額	

<sup>※</sup> 業務区分が複数にわたる業務については、各業務区分ごとの①欄から④欄までの合計額を調査基準価格とする。

付 則
この要領は、令和7年4月1日から施行する。